

# 農林水産省設置法の一部を改正する法律について

平成23年7月

農林水産省

## I 趣旨

農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所等を廃止し、地域センターを設置する等の所要の措置を講ずる。

## II 概要

### 1 地方組織の再編（第19条及び第22条関係）

現在、小規模で分散している現場の拠点を集約化することにより、国が担うべき農業経営の改善及び安定や消費・安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所に地域センターを設置する。

### 2 北海道農政事務所の分掌事務の見直し（第21条第1項関係）

国が担うべき農業経営の改善及び安定に係る業務を北海道においても的確に実施する体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌事務の規定を見直す（地方農政局と同様に、「農業経営の改善及び安定に関すること」全般を所掌事務として明記する）。

## III 施行時期

平成23年9月1日